

県土政第1051号

平成29年12月18日

部内各課長様

部内各出先機関の長様

県土整備政策課長

県土整備部におけるコンプライアンスの徹底について

11月23日に部内の職員が官製談合防止法違反の疑いで逮捕され、その後起訴された事案を受け、12月13日付けで県土整備部長を本部長とする「千葉県県土整備部業務適正執行推進本部」を設置したところです。

推進本部の第1回本部会議が12月15日に開催され、当部の更なるコンプライアンスの徹底を図るために、以下の事項が決定されましたので、対応についてご配意願います。

記

1 「職務の公正な執行をめざして」の改定について

- ・県土整備部手引き「職務の公正な執行をめざして」(部コンプライアンス推進グループ員を通じ、行う研修テキスト)が12月15日付けで改定された。
- ・部内の各職員一人ひとりが常に確認できるよう庁内ホームページに掲載することとした。

掲載箇所

「所属ページ一覧」－「県土整備部」－「県土整備政策課」のトップページに「コンプライアンスの徹底について」欄を追加し、最新版を掲載します。

所属内全職員に対し、改定後の手引きを確認するよう周知願います。

2 執務室への立ち入り等について

執務室における情報漏えい等のリスクへの対応の一環として、一部の所属ですでに対応している事例もありますが、執務室への立ち入り等について、別添「執務室への立ち入り等について」のとおり部内における取り扱いを定めることとなりました。

立ち入りに係る周知文は、(例)を参考に各所属の実情に合わせて、修正のうえ対応願います。

業務上必要な打合せなどによる執務室等への入退室について管理するための受付簿についても、当課で12月18日から運用を開始する様式を参考に送付しますので、ご利用ください。

(なお、運用していく過程で様式変更することが考えられますが、こちらも庁内ホームページに参考様式として掲載します)

また、業者との打合せについて、カウンターやオープンスペースでの打合せが、物理的に対応が難しい場合は、主旨をご理解いただき、当面の間、代替の措置を取るようになしてください。

問合せ先

県土整備政策課 総務班 田辺

TEL 043-223-3103

E-mail: kendol@mz.pref.chiba.lg.jp

(別添) 執務室への立ち入り等について

①業者等の入室について

- ・ 執務室内での名刺等によるあいさつは禁止、名刺は名刺受のみ利用
→事務所入口に周知文「建設業者等の皆様へ※」を掲載
- ・ 用件がある場合には、執務室又は所長室への入室に際し、受付簿※を用意し、記入をお願いする。
→入退室時間を記入することで、過度な滞留時間の防止にもなる。
- ・ 簡単に執務室内に入れられないような物理的な工夫（カウンター、扉等の設置）
- ・ 次長、課長等にあいさつ（名刺）が必要な場合は、カウンターで対応
→個室での面会が必要な場合は、複数人で対応
- ・ 所長に面会する場合は、事務次長（総務課長）等に了承を得て入室
- ・ 所長室で所長と業者との1対1の面会は、事務次長（総務課長）等が同席
→名刺等の挨拶のみは、所長室の入口で対応（他の職員にも見えるように）

②工事及び委託関係の業者との打合せ

- ・ 1対1での打合せは、カウンター又はオープンスペースでの対応
個室（会議室等）での打合せは、複数人で対応
※現場での現場代理人等との打合せ、立会は除く

※周知文の例

建設業者等の皆様へ

- ◎名刺等のご挨拶はご遠慮願います。
- ◎名刺は名刺受けをご利用ください。
- ◎用件のある方は、総務課にて受付をいたします。
必ず手続きを行ってから入室してください
(退室時にも必ず総務課によってください)

※管理課へ申請にお越しの方・総務課への建設業の申請等のお越しの方は
担当窓口にて受付をいたします。

※受付簿

月日、入退出時間、事業者名、氏名、用件を記入

→一覧表スタイルでは、他の入室者の情報が漏えいする可能性が高いため、
カード式の様式を採用することとなった。

平成 2 9 年 1 2 月 2 8 日

(団 体 名)
(代表者名) 様

千葉県県土整備部業務適正執行推進本部

本部長 県土整備部長 野田 勝

千葉県県土整備部における執務室への入室等について

日頃より、本県の県土整備行政に御協力いただき厚くお礼申し上げます。

先般、県土整備部の職員 2 名が官製談合防止法違反の容疑で逮捕・起訴されたところであり、今後、信頼回復に向け全力で取り組む所存でございます。

つきましては、県土整備部といたしまして、今後、再発防止策について検討してまいります。但し、今回の事案を踏まえ、当部内における執務室への入室の取扱いを、下記のとおりとさせていただきますことをお知らせするとともに、御理解・御協力いただきますようお願いいたします。

また、貴団体の傘下の方々に対しましても、御周知いただきますよう重ねてお願いいたします。

記

- 1 入室にあたりましては、職員に声をかけていただき、入室のための手続きをお願いいたします。(所定の様式に必要事項を記入いただきます)
- 2 本庁各課・各出先機関とも同様の取扱いとなります。

御面倒をおかけしますが、御協力をお願いいたします。

問合せ先

千葉県県土整備部県土整備政策課

TEL 043-223-3103

平成29年12月28日

(公社等団体名)
(代表者名) 様

千葉県県土整備部業務適正執行推進本部

本部長 県土整備部長 野田 勝

千葉県県土整備部における執務室への入室等について

日頃より、本県の県土整備行政に御協力いただき厚くお礼申し上げます。

先般、県土整備部の職員2名が官製談合防止法違反の容疑で逮捕・起訴されたところであり、今後、信頼回復に向け全力で取り組む所存でございます。

つきましては、県土整備部といたしまして、今後、再発防止策について検討してまいります。今回の事案を踏まえ、当部内における執務室への入室の取扱いを、下記のとおりとさせていただきますことをご知らせするとともに、御理解・御協力いただきますようお願いいたします。

記

- 1 入室にあたりましては、職員に声をかけていただき、入室のための手続きをお願いいたします。(所定の様式に必要事項を記入いただきます)
- 2 本庁各課・各出先機関とも同様の取扱いとなります。

問合せ先

千葉県県土整備部県土整備政策課

TEL 043-223-3103

1 関連団体

主務課	団体名	役職	代表者
技術管理課	千葉県土木コンクリートブロック協会	会長	上野 利光
技術管理課	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会 関東支部千葉地域委員会	委員長	長南 憲一
技術管理課	千葉アスファルト合材協会	理事長	竹内 堅一
技術管理課	千葉県コンクリート製品協同組合	理事長	保美 善和
技術管理課	千葉県生コンクリート工業組合	理事長	鈴木 実
建設・不動産業課	公益社団法人 全日本不動産協会千葉県本部	本部長	高橋 正敏
建設・不動産業課	一般社団法人 千葉県塗装工業会	会長	中島 康浩
建設・不動産業課	一般社団法人 千葉県宅地建物取引業協会	会長	貝川 和正
建設・不動産業課	一般社団法人 千葉県地質調査業協会	会長	多田 勝則
建設・不動産業課	一般社団法人 千葉県建設コンサルタント業協会	会長	富田 晃弘
建設・不動産業課	一般社団法人 千葉県建設業協会	会長	畔蒜 毅
建設・不動産業課	一般社団法人 千葉県電業協会	会長	五十嵐 治美
建設・不動産業課	一般社団法人 千葉県空調衛生工事業協会	会長	鈴木 賢治
建設・不動産業課	一般社団法人 千葉県造園緑化協会	会長	鈴木 一彦
建設・不動産業課	一般社団法人 千葉県道路舗装協会	会長	船越 博文
建設・不動産業課	千葉県建設産業界団体連合会	会長	畔蒜 毅
建設・不動産業課	千葉県建設業協同組合連合会	会長	石井 良典
建設・不動産業課	一般社団法人 千葉県上下水道インフラ整備協会	会長	白倉 進
建設・不動産業課	一般社団法人 千葉県鷹工業会	会長	地曳 武
用地課	公益社団法人 千葉県測量設計業協会	会長	小池 毅
用地課	千葉県測量設計補償協同組合	理事長	影山 喜一
用地課	千葉県土地家屋調査士会	会長	芝野 照敏
用地課	公益社団法人 千葉県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	代表理事	高橋 宏明
用地課	千葉県補償コンサルタント協議会	会長	横打 研
用地課	公益社団法人 千葉県不動産鑑定士協会	会長	増間 真一
用地課	千葉司法書士会	会長	長谷川秀夫
用地課	公益社団法人 千葉県公共嘱託登記司法書士協会	代表理事	長谷川秀夫
道路環境課	千葉県交通安全施設業協同組合	代表理事	黒川 恵史
営繕課	協同組合 千葉県鉄骨工業会	理事長	栗原 宏
営繕課	千葉県解体工事業協同組合	代表理事	小松 隆弘
施設改修課	千葉県耐震判定協議会	会長	榎本 雅夫
公園緑地課	千葉県屋外広告美術協同組合	理事長	中野 聖子
公園緑地課	一般社団法人 日本造園建設業協会千葉県支部	支部長	鈴木 一彦
公園緑地課	一般社団法人 日本公園施設業協会	会長	内田 裕郎
建築指導課	一般社団法人 千葉県建築士会	会長	竹江 文章
建築指導課	公益社団法人 日本建築家協会 関東甲信越支部千葉地域会	代表	榎本 雅夫
建築指導課	一般社団法人 日本建築学会 関東支部千葉支所	支所長	岡田 成和
建築指導課	一般社団法人 千葉県浄化槽協会	理事長	村井 學
建築指導課	一般社団法人 千葉県設備設計事務所協会	会長	梶原 等
建築指導課	公益社団法人 千葉県建築士事務所協会	会長	金子 康男
建築指導課	一般社団法人 日本建築構造技術者協会 関東甲信越支部 JSCA千葉	代表	向後 勝弘
建築指導課	千葉県指定確認検査機関連絡協議会	会長	時田 孝哲
住宅課	千葉県建設防水工事業協同組合	理事長	糠信 雄司

2 公社等

主務課	団体名	役職	代表者
県土整備政策課	一般財団法人 千葉県まちづくり公社	理事長	高梨 國雄
技術管理課	公益財団法人 千葉県建設技術センター	理事長	滝浪 善裕
用地課	千葉県土地開発公社	理事長	鈴木 勝
道路計画課	千葉県道路公社	理事長	金谷 隆司
下水道課	公益財団法人 千葉県下水道公社	理事長	早川 徹
住宅課	千葉県住宅供給公社	理事長	市川 博之

「(仮称) 執務環境整備プロジェクトチーム」の新設について

1 設置の理由

今回の事件を受け、12月15日に開催した千葉県県土整備部業務適正執行推進本部会議において、執務室への立ち入り等について次のような一定のルールを設けることを決定し、12月18日付県土政第1051号により部内所属に周知を図ったところである。

- ・ 執務室入口に周知文を掲載し、執務室内に立ち入る際は受付簿への記載を求めること
- ・ 挨拶であれば、基本的にカウンターや出入口部分で対応すること
- ・ 個室で面会等行う場合は複数人で対応すること
- ・ 業務上の1対1の打ち合わせはカウンター又はオープンスペースで行うこと
- ・ やむを得ず個室で行う場合は複数人で対応すること

しかしながら、一部の所属からは、立ち入りを制限するエリアが不明確、オープンスペースの確保は構造的に難しい、予算措置が必要となるなどという意見が出されたことなどから、実際に現地に赴き、実態を把握しながら改善指導等を行うプロジェクトチームを新たに設置して、引き続き、業者の立ち入り制限やオープンスペースにおける複数人による対応の実効性を高めていくこととしたい。

2 業務内容

- ・ 各所属における現在の業者等の立ち入り制限に係る取り組み状況の把握
- ・ 各所属における秘匿すべき入札関連情報の管理状況の把握
- ・ 現状における課題の洗い出しとその対策の検討、改善指導等

3 構成メンバー

県土整備政策課副課長(技)
県土整備政策課総務班
県土整備政策課予算班
建設・不動産課契約・審査班